

台風被害を受けた方の町税の減免について

今回台風により被害を受けた方には、現年度の個人住民税、固定資産税及び国民健康保険税のうち、まだ納期が到来していない分を、被災の程度等によって減免する制度があります。詳しくは税務課へお問合せください。

●減免対象

住宅又は、家財について、台風によって受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等によって補填される額を除く）がその住宅又は、家財の価格の10分の3以上。

●申請に必要な書類

各種税金の納税通知書、印鑑、損害の程度が確認できる書類（役場が発行する「災証明書」等）

●申請期限 11月29日（木） ※事情により期限までに申請ができない場合はお早めにご相談ください。

【お問合せ先】 税務課 内線125

納税・滞納処分 Q & A

納税や滞納処分について、町民のみなさんからこんな質問をよくされます！

Q1 借金があるから税金が払えない。

回答 個人債務より税金が優先されます。
法律によって、税金はすべての借金などに優先すると定められています。
(地方税法第14条)

Q2 納付・納税相談をしたいけど、仕事の都合で開庁時間内に行くことができません。

回答 事前に連絡をしていただければ、時間外であっても対応します。
また、ご自身で納付する時間がない人には口座振替をお勧めしています。

Q3 少額滞納でも滞納処分するの？

回答 督促状発送後も納付が滞っていると、金額の大小に関わらず滞納処分は執行されます。
「少額の滞納だから差し押さえされないはず…」といった考えはおやめください。

Q4 滞納処分の前に事前訪問はしないの？

回答 滞納処分を執行するにあたり、事前訪問は原則として行いません。
税は納期限内での自主納付が大原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分の対象となります。
滞納処分が執行されるまでには、必ず事前に督促状や催告書などの通知が送付されています。これらの通知には、「滞納金額の納付期限」や「納税相談の要請」などの重要事項が記載されています。故意に通知の内容を確認しなかったり、確認しても対応せずに滞納が続いた場合、滞納処分が執行されます。

Q5 滞納処分は少しでも納付すれば解除になるの？

回答 処分後に滞納金額の一部を納付しても、解除にはなりません。滞納金額を完納するまで滞納処分は継続されます。

【お問合せ先】 税務課 内線125

～互いにかがやき ひびきあう ところ豊かな町づくりをめざして～

第22回

知名町生涯学習フェスティバル

作品展示

会場 町民体育館

11月4日(日) 会場：あしびの郷・ちな

- ◆開会行事 9:30～
- ◆表彰 9:50～
- ◆公民館講座舞台発表 10:30～
- ◆文化協会・伝統芸能舞台発表 13:00～

11月3日(土) 10:00～18:00

11月4日(日) 9:00～12:30

- ◆文化協会加盟団体・公民館講座受講生・児童生徒による作品展示
- ◆いきいき健康・福祉コーナー

※一般作品展示希望者は10月15日(月)までに生涯学習課へ申込書を提出してください。

電話 81-5151 FAX 81-5153